

各 位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」 2015年度改訂版 第3版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、「運転者講習テキスト 2015年度改訂版」を増刷するにあたり、一部を修正いたしました。

「2015年度改訂版 2版」をお持ちの方は、講習実施の際に本紙を増し刷りして配布、または挟み込むなどのご対応をいただけますと幸いです。ご指導いただく講師のみなさまにも、事前に変更箇所をご確認いただきますようお願い申し上げます。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がございましたらご指導ご意見をお寄せください。

【運転者講習テキスト 2015年度改訂版 2版からの主な変更点】

項 目	2版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容
第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する	P74 (2)2006年(平成18年)の道路運送法改正の経緯と内容 1行目～23行目まで全文差し替え	<p>自家用自動車による有償運送は、2004年(平成16年)3月に出された通達(ガイドライン)によって旧法第80条第1項による例外許可としてサービスを実施する道がようやく拓かれていました。その後、2005年(平成17年)9月に国土交通省は、学識経験者、タクシー事業者・移動サービス団体、地方公共団体からなる「地域住民との協働による地域交通のあり方に関する懇談会」を設置、さらに同懇談会の下に「NPO等によるボランティア有償運送検討小委員会」と「コミュニティバス等地域住民協働型輸送サービス検討小委員会」の2つの小委員会を設置し、ガイドラインによる福祉有償運送やセダンの使用等について議論しました。これら小委員会での検討結果を踏まえ、セダン特区の全国化を含めた法の改正が決定され、衆参両院での審議を経て2006年(平成18年)5月12日に成立、5月19日に公布され、10月1日に施行されました。</p> <p>法改正によって「自家用有償旅客運送」の登録制度(79条)が創設され、市町村が行う有償運送、過疎地等で行われる有償運送、福祉目的の有償運送の3つが法律の条文に明記されました。市町村が行う有償運送(市町村運営有償運送)としては、公共交通が不便な交通空白地を対象とする「交通空白輸送」と、身体障がい者や要介護者等を対象とする福祉目的の「市町村福祉輸送」が、NPO等による有償運送としては、公共交通が不便な交通空白地を対象とする「公共交通空白地有償運送」と、身体障がい者、要介護者等を対象とする福祉目的の「福祉有償運送」が法第78条第2号に規定され、法第79条による登録を受けることとなりました。自家用自動車を使用して公共の福祉を確保するため行う有償運送として、訪問介護員等による有償運送は法第78条第3号による許可を受けることとなっています。デマンドバスや乗合タクシーといった定時定路線以外の乗</p>

項 目	2版の頁番号と位置		挿入文もしくは差し替え内容
第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する			合運送は、多様な乗合ニーズに柔軟な対応ができるよう法第4条による許可で実施できるようになりました。利用者利便を高めるという目的も初めて明記され、事業者の健全育成を目的として1951年（昭和26年）に制定された道路運送法は、利用者に一歩近づきました。
	P75	2) コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進 全文削除	2) コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進 乗合バスについては、・・・可能になりました。
	P75	●交通空白輸送 全文差し替え	市町村内の過疎地域や都市部等の交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス）によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難な場合に、市町村自らが行う運送。路線を定めて、もしくは登録した利用者の予約に応じて路線を迂回（経路や時刻を決定）するデマンド運行で、又は路線を定めず、運送の区域（発着地のエリア）を定めて運行する形態がある。
	P76	市町村運営有償運送の主な要件 [運営主体] 右囲みに挿入	○市町村自ら。事業者やNPO等に運行委託も可。
	P76	市町村運営有償運送の主な要件 [運送の区域] 右囲み [交通空白輸送] 後ろ差し替え	○当該市町村内で路線を定めて行う（デマンド運行を含む）。もしくは当該市町村を区域とし、運送の発地又は着地のいずれかが区域内にあること。
	P76	市町村運営有償運送の主な要件 [使用車両] 右囲み末尾に挿入	* 交通空白輸送・市町村福祉輸送ともに運転者や運行委託先法人の持ち込み車両も可。
	P77	公共交通空白地有償運送の主な要件 [運送の区域] の右囲み全文差し替え	○運営協議会において協議が調った市町村もしくは運営協議会が認めた範囲を区域とし、運送の発地又は着地のいずれかが区域内にあること。

以上